

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市の総人口は、昭和51（1976）年をピークに減少が続いており、平成29（2017）年3月現在60,930人となっている。特に、近年は、働き世代といえる20代から30代の転出超過等による年間300人を超える社会減と、少子高齢化に伴う出生数の減少と死亡数の増加による年間400人を超える自然減を主な要因として、毎年700人程度減少し続けている。

また、本市は、明治以降、瀬戸内海の海上交通の重要拠点として発展するとともに、大正6（1917）年に三井物産株式会社の造船部が設立されたことを背景に、製造業とりわけ造船業（機械器具輸送部門）の設立が相次ぎ、今日でも、造船業は地域の基幹産業として経済と市民の暮らしを支えている。統計上（平成28年経済センサス）においても製造業の事業所は全体の約10%、従業員数は31%を占める等、県内有数の企業城下町である。

現在、本市内の全事業所数は、平成21年の2,740社から平成28年の2,356社へと約14%減少しており、また従業員数も平成21年の27,040人から平成28年は23,536人と約13%減少している（経済センサス）。一方で、玉野管内の有効求人倍率は、1.93倍（平成30年4月現在）と県下でも高い水準であり、市内の中小企業が業種を問わず申告な人手不足に直面しており、現状を放置しておく長い歴史を経て形成された市内の産業基盤が崩壊しかねない状況である。

人材不足の問題は全国的な課題であることから、自治体として根本的な解決を図ることは困難であるため、企業の競争力強化や、生産能力の向上、製品の付加価値化といった別のアプローチから本市の企業支援を行うことが自治体には求められている。

こうした中、本市においては、市内中小企業者の雇用の確保、また人材育成や経営基盤の強化を図るための独自の取組として、平成26年度から「中小企業ステップアップ支援事業」、平成28年度から製造業を対象とした「玉野市中小企業設備導入事業」を展開してきた。更に令和2年度においては「玉野市中小企業設備導入事業」の内容を刷新し、幅広い業種を対象とした「玉野市魅力ある職場環境づくり応援事業」を展開することにより、人手不足等上述の課題を解消・改善させて行くための取組を各種推進している。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項に基づく本計画により、本市の支援に加えハード面における支援を強化していくことで、市内企業における競争力の強化と、人材不足の解消を図り、地域産業の活性化を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中の50件程度の先端設備等導入計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画の認定を受けた事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項又は第2項に定める先端設備等全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市に所在する事業所は、卸売業・小売業や建設業などが多く、市内全域で事業展開しているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は上記1(1)にあるように製造業に従事している人の割合が高いものの、事業所数では、卸売業・小売業や建設業など多岐に渡り、多様な業種が本市の経済・雇用を支えているため、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象業種・事業は、全てとする。

ただし、近年設備投資の著しい太陽光発電事業をはじめとする再生可能エネルギー発電事業に関しては、経済波及効果が雇用に結びつくことが少なく、産業集積等の効果も希薄であるため、再生可能エネルギー発電事業は、本計画において対象業種から除くものとする。

なお、この場合における再生可能エネルギー発電事業とは、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」第9条第1項に規定する「再生可能エネルギー発電事業」（同法第2条第4項第1号から第6号に規定するすべての「再生可能エネルギー源」を含む。）を指す。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から5年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入促進の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ① 人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ② 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。